

議案第50号

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部改正について

次のとおり公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第4条 調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立て（以下「参加の申立て」という。）をする者は、別表の左欄の申請又は申立ての区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p><u>ただし、調停が打ち切られた事件（法第36条第2項の規定により打ち切られたものとみなされるものを含む。）につき、仲裁の申請をする者（当該調停に係る申請又は参加の申立てをした者に限る。）は、同表の右欄に掲げる額からその者が既に納付した当該調停に係る手数料の額を控除した額の手数料を納めるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(手数料の減免又は納付の猶予)</p> <p>第5条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は参加の申立てをする者が貧困により前条の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減免し、又はその納付を猶予することが</p>	<p>(手数料)</p> <p>第4条 調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、別表の左欄の申請又は申立ての区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(手数料の減免又は納付の猶予)</p> <p>第5条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は<u>法第23条の4第1項の規定による参加の申立て</u>をする者が貧困により前条の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減免し、</p>

できる。

別表（第4条関係）

項	左欄	右欄
略		
3	参加の申立て	1の項により算出して得た額

又はその納付を猶予することができる。

別表（第4条関係）

項	左欄	右欄
略		
3	<u>法第23条の4第1項の規定</u> による参加の申立て	1の項により算出して得た額

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。